

千葉県建設局競争入札等参加資格審査会設置要綱

目次

- 第1章 千葉県建設局政府調達協定一般競争入札参加資格等審査会（第1条—第5条）
 - 第2章 千葉県建設局入札参加資格等審査会（第6条—第10条）
 - 第3章 補則（第11条・第12条）
- 附則

第1章 千葉県建設局政府調達協定一般競争入札参加資格等審査会

（設置）

第1条 建設局が所管する業務委託等に係る契約（財政局資産経営部契約課が所管するものを除く。）のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受ける業務委託等に係る一般競争入札の実施に関し、必要な事項を審査するため、建設局に千葉県建設局政府調達協定一般競争入札参加資格等審査会（以下「WTO審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 WTO審査会は、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 入札参加資格の設定に関すること。
- (2) 入札参加申請者が入札参加資格を有するかどうか及び有しないと認められるときは、その理由
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特例政令の適用を受ける業務委託等に係る一般競争入札に関し必要な事項

（組織）

第3条 WTO審査会は、別表1に掲げる委員長及び委員をもって組織する。

（職務）

第4条 委員長は、WTO審査会の会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、建設局次長がその職務を代理する。
- 3 委員長及び建設局次長ともに事故があるとき又は欠けたときは、委員長のあらかじめ指名する委員（以下「指名委員」という。）が委員長の職務を代理する。
- 4 第2項の規定により建設局次長が委員長の職務を代理する場合における次条第2項の規定の適用については、同項中「委員」とあるのは「委員（建設局次長を除く。）」と、同条第3項の規定の適用については、同項中「出席委員」とあるのは「出席委員（建設局次長を除く。）」と、「委員長」とあるのは「建設局次長」とする。
- 5 第3項の規定により指名委員が委員長の職務を代理する場合における次条第2項の規定の適用については、同項中「委員」とあるのは「委員（建設局次長及び指名委員を除く。）」と、同条第3項の規定の適用については、同項中「出席委員」とあるのは「出席

委員（建設局次長及び指名委員を除く。）」と、「委員長」とあるのは「指名委員」とする。
（会議）

第5条 WTO審査会は、必要の都度、委員長が招集する。

2 WTO審査会は、半数を超える委員が出席しなければ、会議を開催することができない。

3 WTO審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、特に緊急を要するため会議を開催する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、委員に回議してこれに代えることができる。

5 委員長は、審査に必要があると認めるときは、関係職員に対し必要な資料を提出させ、又はWTO審査会に出席させて説明を求めることができる。

第2章 千葉市建設局入札参加資格等審査会

（設置）

第6条 建設局が所管する業務委託等に係る契約（財政局資産経営部契約課が所管するものを除く。）のうち、特例政令の適用を受けない業務に係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の実施に関し、必要な事項を審査するため、建設局に千葉市建設局入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第7条 審査会は、特例政令の適用を受けない、設計金額1,000万円以上の業務委託等に係る次に掲げる事項を審査する。ただし、随意契約にあつては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号（「千葉市決裁規程の運用について（依命通達）」（平成27年3月31日付26総人第789号）第9項で規定する契約の相手方が特定されている場合に該当し、施行決定を省略するものに限る。）、第5号、第8号及び第9号の規定による場合を除く。

- (1) 制限付一般競争入札における入札参加資格の設定に関すること。
- (2) 指名競争入札に参加させようとする者の指名に関すること。
- (3) 随意契約の相手方及び理由に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、制限付一般競争入札、指名競争入札及び随意契約に関し必要な事項

（組織）

第8条 審査会は、別表2に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

（職務）

第9条 委員長は、審査会の会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。こ

の場合において、次条第4項の規定は適用しない。

- 3 委員長及び副委員長ともに事故があるとき又は欠けたときは、委員長のあらかじめ指名する委員（以下「指名委員」という。）が委員長の職務を代理する。
- 4 前項の規定により指名委員が委員長の職務を代理する場合における次条第2項の規定の適用については、同項中「委員」とあるのは「委員（指名委員を除く。）」と、同条第3項の規定の適用については、同項中「出席委員」とあるのは「出席委員（指名委員を除く。）」と、「委員長」とあるのは「指名委員」とする。

（会議）

第10条 審査会の開催日は、別に定める。

- 2 審査会は、半数を超える委員が出席しなければ、会議を開催することができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前2項の委員には、副委員長を含むものとする。
- 5 委員長は、特に緊急を要するため会議を開催する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、委員に回議してこれに代えることができる。
- 6 委員長は、審査に必要があると認めるときは、関係職員に対し必要な資料を提出させ、又は審査会に出席させて説明を求めることができる。

第3章 補則

（庶務）

第11条 WTO審査会及び審査会の庶務は、建設局建設総務課において処理する。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 千葉県建設局一般競争入札参加資格審査会設置要綱（平成22年10月1日施行）及び千葉県建設局指名業者選定審査会設置要綱（平成20年10月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

また、第7条中「千葉県決裁規程の運用について（依命通達）」（平成27年3月31日付26総人第789号）が廃止される場合において、これに相当する新たな依命通達が発せられている場合は、これによるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

	職 名
委 員 長	建設局長
委 員	建設局次長
	土木部長
	道路部長
	下水道企画部長
	下水道施設部長
	土木部中央・美浜土木事務所長
	建設総務課長
	下水道企画部下水道経営課長

別表 2 (第 8 条関係)

	職 名
委 員 長	土木部長
副委員長	下水道施設部長
委 員	道路部長
	下水道企画部長
	土木部中央・美浜土木事務所長
	建設総務課長
	土木部土木管理課長
	道路部道路計画課長
	下水道企画部下水道経営課長
下水道施設部下水道整備課長	